熊　本　県　熊本県庁行政棟本館　熊本市水前寺六丁目一八番一号
大　分　県　大分県庁舎別館　大分市府内町三丁目一〇番一号
宮　崎　県　宮崎県庁七号館　宮崎市旭一丁目三番六号
鹿児島県　鹿児島県庁行政庁舎　鹿児島市鴨池新町一〇番一号
沖　縄　県　沖縄県庁舎　那覇市泉崎一丁目二番二号

三　出願の期限等

（一）出願書類を書面により文部科学省に提出する場合

平成二十二年八月二〇日（金）から同年九月七日（火）まで（平成二十二年九月七日（火）までの消印があるものに限り受け付ける。）。

（二）その他

受験手続その他受験に関する問い合わせは、文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課（東京都千代田区霞が関三丁目二番二号、電話番号〇三（五二五三）四一一一（内線二六四三））土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に行うこと。

○厚生労働省告示第二百七十一号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１Ａ第二款に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十二年七月五日　厚生労働大臣　長妻　昭

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物

品種又は品目	名称	申請者
とうもろこし	耐熱性α－アミラーゼ産生トウモロコシ3272系統とチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統を掛け合わせた品種	シンジェンタシード株式会社
とうもろこし	耐熱性α－アミラーゼ産生トウモロコシ3272系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシＭＩＲ604系統を掛け合わせた品種	シンジェンタシード株式会社
とうもろこし	耐熱性α－アミラーゼ産生トウモロコシ3272系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシＧＡ21系統を掛け合わせた品種	シンジェンタシード株式会社
とうもろこし	耐熱性α－アミラーゼ産生トウモロコシ3272系統とチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシＭＩＲ604系統を掛け合わせた品種	シンジェンタシード株式会社
とうもろこし	耐熱性α－アミラーゼ産生トウモロコシ3272系統とチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシＧＡ21系統を掛け合わせた品種	シンジェンタシード株式会社
とうもろこし	耐熱性α－アミラーゼ産生トウモロコシ3272系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシＭＩＲ604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシＧＡ21系統を掛け合わせた品種	シンジェンタシード株式会社
とうもろこし	耐熱性α－アミラーゼ産生トウモロコシ3272系統とチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシＭＩＲ604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシＧＡ21系統を掛け合わせた品種	シンジェンタシード株式会社

○農林水産省告示第九百九十五号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十二年七月五日　農林水産大臣　山田　正彦

新潟県白瀬地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱七号から二級河川白瀬川右岸官民地境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

新潟県佐渡市白瀬

字越戸口	二五五番三	標柱一号
字二ノ瀬	二四七番一	標柱二号
字大平	八三七番四二三	標柱三号
	八三七番三八	標柱四号
	八三七番四六二	標柱五号
字二ノ瀬	二四七番七	標柱六号
字越戸口	二五三番三	標柱七号

静岡県御林北地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号（御林地すべり防止区域標柱六号（平成二十一年三月十八日農林水産省告示第三百五十九号））から標柱八号（御林地すべり防止区域標柱八号）までを順次結んだ線及び標柱八号から御林地すべり防止区域の境界線に沿って標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

静岡県掛川市

日坂字中平	六一一番四	標柱一号
日坂字清浄山	六一二番二七	標柱二号
		標柱三号
		標柱四号
		標柱五号
東山字白津倉	二〇一六番一	標柱六号
日坂字清浄山	六一二番四九	標柱七号
	六一二番一	標柱八号

○農林水産省告示第九百九十六号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十二年七月五日

農林水産大臣　山田　正彦

新潟県小白倉地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号（既指定区域標柱二号（平成十八年九月二十五日農林水産省告示千二百七十六号））から標柱五号（中立山上地すべり防止区域（昭和六十三年三月十八日建設省告示第八百二十四号）までを順次結んだ線、標柱五号から中立山上地すべり防止区域の境界に沿って標柱六号（既指定区域標柱四号（平成十八年九月二十五日農林水産省告示千二百七十六号））を結んだ線、標柱六号から既指定区域の境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

新潟県十日町市浦田

字月池	六〇五九番二	標柱一号
字大倉山	五〇五九番一一五	標柱二号
	五〇五九番一〇五	標柱三号
	五〇五九番一〇〇	標柱四号
	五〇五九番一〇一	標柱五号
字木和田原	五六三三番四三	標柱六号

○農林水産省告示第九百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月五日　農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　徳島県名西郡神山町阿野字松尾四四四の三、四八五の一、字宮分五一一の一、鬼籠野字中内二五〇、二五一の一、二五二の一、二五五、二五六の一、二五六の二、神領字東青井夫三九一の九、三九一の一四、三九一の一五、三九一の二三、字南野間八の二、八の三、下分字拝府二〇七から二〇九まで、字長野五五、上分字金泉一〇八五、一一三〇、字大中尾八三〇の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字松尾四四四の三、四八五の一、字宮分五一一の一・字中内二五〇・二五一の一・二五二の一・二五五・二五六の一・二五六の二・字東青井夫三九一の九・三九一の一四・三九一の一五・三九一の二三・字南野間八の二・八の三・字拝府二〇七から二〇九まで・字長野五五・字金泉一〇八五・一一三〇・字大中尾八三〇の二（以上二十筆について次の図に示す部分に限る。）